

# 令和5年度 地域指導者育成セミナー 研修会報告書



## 競輪の補助事業

この冊子は、競輪の補助により作成しました。  
<https://hojo.keirin-autorace.or.jp>

# 叶えよう。小さなチャレンジから。

どんなに小さなチャレンジでも、大きなチェンジにつながっている。

だから、手の届くところからひとつひとつ。

支えていく。動いていく。あなたとともに、叶えていく。



子どもたちの未来を支援



車いすバスケットを支援



日本の伝統工芸のサポート



盲導犬を育てる支援



パラサイクルを支援



町工場の研究開発をサポート



障がい者と高齢者を支援



車いすテニスを支援



地域の中小企業のサポート



JKA Social Action

競輪とオートレースの補助事業

## 目次

■ はじめに .....	2
■ 講演 .....	3
■ アンケート .....	13



## 競輪の補助事業

この冊子は、競輪の補助により作成しました。  
<https://hojo.keirin-autorace.or.jp>

# はじめに

平成11年に民法改正で導入された「成年後見制度」は、認知症や精神障害等により判断能力が欠けている本人に対し「財産管理や身上監護(身上保護)」等の支援をする制度となっていますが、平成27年時点の利用者は19万人にすぎず、平成28年には「成年後見制度利用促進法」に改正し今日に至っています。

成年後見制度には法定後見制度・任意後見制度の2種類がありその仕組みは複雑で利用者が少ない要因でもあります。障害児者で判断能力が不十分の場合、財産や金銭の管理、身上保護を、本人に代わって成年後見人等が行い、安心して生活が送れるよう支援等を行うことを目的とした制度が成年

後見制度です。後見制度を利用している方、制度を利用するか悩んでいる方、親の高齢化・親なき後の成年後見制度の活用は喫緊の課題です。

障害にもそれぞれ特性があり障害児者本人の希望や身体の状態、生活の様子に気を配り必要な障害福祉サービスや医療などの支援が継続して受けられ、子どもたちが生涯を通し信頼できる成年後見制度について、全国肢体不自由児者父母の会連合会(全肢連)では、今年度「私たちが、生涯を通して信頼できる成年後見制度について」をテーマに、全国7か所で弁護士の松村尚美先生を講師として招き、セミナーを全国7ブロックにて実施しました。

弁護士 **松村直美** 歩み法律事務所(熊本市)

平成21年熊本県弁護士会登録

弁護士会では、高齢者・障害者に関する委員会、信託PT委員会、子どもの権利に関する委員会等に所属実弟が脳性マヒで身体障害1級所持。

実母らが中心となって、約50年前に、障害児・者の会である熊本あゆみの会を設立。

約10年前に、熊本あゆみの会からNPO法人あゆみに組織を変更したのを契機に、NPOの理事に就任。

## 開催地

### ○北海道ブロック

令和5年6月17日(土)～18日(日)

かでの2.7(北海道札幌市)

参加者32名

### ○東北ブロック

令和5年9月9日(土)～10日(日)

星と森のロマントピア(青森県弘前市)

参加者24名

### ○東海北陸ブロック

令和5年9月30日(土)～10月1日(日)

静岡県総合社会福祉会館シズウエル(静岡県静岡市)

参加者23名

### ○中国四国ブロック

令和5年10月14日(土)～15日(日)

松江ニューアーバンホテル(島根県松江市)

参加者31名

### ○関東甲信越ブロック

令和5年11月11日(土)～12日(日)

LABI BANQUET(11日)、高崎白銀ビル(12日)

(いずれも群馬県高崎市)

参加者20名

### ○近畿ブロック

令和5年11月25日(土)

大阪府立男女共同参画・青少年センター

(ドーンセンター)(大阪府大阪市)

参加者35名

### ○九州ブロック

令和5年12月2日～3日(日)

宝山ホール(鹿児島県鹿児島市)

参加者26名

# 「最後までその人らしく生きるための法制度」

弁護士 松村直美

法定成年後見制度、任意成年後見制度、家族信託のことをお話します。

「最後までその人らしく生きるための法制度」とありますが、最後までその人らしく生るのは誰のことなのかということも冷静に考えていただければと思います。

制度の概要をお話します。

「法定成年後見制度」とは、法律で決まっている意味です。今まで受けられた成年後見制度の研修では、お子さんに成年後見をつけるための研修が多かったと思います。

## 法定成年後見

- ・ 成年後見：判断能力が常に欠ける。代理権と取消権
  - ・ 保佐：判断能力が著しく不十分。同意権，代理権，取消権  
同意が必要な行為が法定されている  
代理権の範囲で微調整（本人の同意必要）
  - ・ 補助：判断能力が不十分。同意権，代理権，取消権  
本人の同意必要
- \* 法改正の会議で、一元化が検討されている。

表1

法定成年後見制度には3種類あります（表1）。

医師の診断書によって分けられます。感覚としては、日常生活は自分でできますが、少し難しい問題はちょっと心配ですっていう方は保佐で、日常生活が難しいという場合は成年後見、あとはほぼ全部自分でできるけど、土地の売買や大きい買い物等はちょっと怖いな場合は補助となります。自分で分かる人が補助です。皆さんのお子さんはどこに当てはまるかをそれで想像してください。しかしこの3つは程度問題なので、法改正で一元化する方向になっています。



## 法定成年後見手続き

- 本人か親族等による裁判所への申立
- 裁判所による調査
- 成年後見人等の選定 → 候補者が決まりにくい状況
- 裁判所による決定
- 成年後見等の開始

\* 申立てから開始まで2カ月程かかる

表2

本人か四親等内の親族が、申し立てすることができます。本人から見るといともまでです。本人が住んでいる地域を管轄する家庭裁判所に申し立てをします。その後、裁判所がどの類型か調査します。申し立て書に書いてある通りになることが多いですが、調査します。本人にも会ってくれるし、申立人も会ってくれます。そこで裁判所が申立書通りで良いと判断すると、後見人を決定します。決定を出した後、2週間の不服申し立て期間を経て開始となります。概ね申し立てから開始まで、2カ月程度かかります。地域によってはもう少しかかる場合もあるようです。成年後見人の選定ですが、専門職と言われる弁護士、司法書士、社会福祉士は全国的にも人手不足です。裁判所が、この人のケースは司法書士が良いと思い照会しても、司法書士会から受けてもらえないケースも多いです。社会福祉士も同様です。最後に弁護士のところに回ってきますが、弁護士会も多忙で人手不足の状況は変わりませんが、基本断らないです。弁護士まで断るともう受け手が無いとわかっていますので、受けてくれます。成年後見人になっても良いと言っている弁護士にあたって、なんとか見つけていきますが、人によっては3カ月から半年も待たされるケースもあります。親族の成年後見人が決まっていれば良いですが、かなり時間がかかっています。

私も15名ぐらいを見ていますが、大変です。だいたい専門職が後見人に付く場合は、身寄りがない方がほとんどですので、「病院の手配もしなければならぬ」、「病院でのサインもしに行かなければならぬ」、「もし、亡くなったら、引き取りに行けなければなりませんし、火葬もしなければなりません」と、いろいろあります。そうなるとなかなか専門職はつきにくく受けられない現状があります。



## 法定成年後見制度の特徴

- 定期的(年に1回)に裁判所による指示・監督を受ける
  - 身上の保護と財産管理の両方を行う
  - 希望の後見人等が選任されるとは限らない
  - 始めたら、止めることが困難
- \* 法改正の会議で有期の後見が検討中(3~7年等)
- 法律により権限等が規定されているため融通が利きにくい
  - 後見制度支援信託の活用が事実上強制されることがある

表3

法定成年後見制度の特徴(表3)ですが、定期的に裁判所に監督を受けます。年に1回、裁判所に報告書を出します。始まったばかりで、専門職でない方の場合は3カ月~半年に1回は、裁判所に報告書の提出を求められます。慣れてくると年1回になっていきます。後見人は、身上保護(体の世話に関する契約)と財産管理の両方をやります。

次は成年後見制度の悪いと言われているところです。希望の後見人が選任されるとは限りません。一旦始めてからは、不便なこと等があっても止めることができません。後見人の変更も基本出来ません。変更できるケースは、虐待がある場合や本人が荒れて後見人は手に負えないとかなどの事情がないと認めてくれません。また、後見人は内容が決められていて、裁判所にも報告書を出すので、融通がきくような動きは困難です。それから後見人が専門職のときは信託を使いませんが、市民後見人がついた場合には、後見制度支援信託という制度を使われます。基本的には今預貯金が1000万円を超えるぐらいの方の場合、日常的に使う200~300万円残して、あとは信託にという指導がされます。そうすると、そのたび信託銀行にお伺いを立てて預金を引き出さなければならないので、だいぶ不自由になります。最後に止めることはほとんどできません。基本的には、障害、特に知的障害とか生まれ持ったもので治るものではない場合には止めることは難しいです。

では、やり始めてしまった場合は、意思決定支援がされているか否かが重要となります。後見制度が始まった頃は、「お金は使わない」という扱いがされていて、これは「本人のために使ってくれない」、「財産を、なるべく減らさないようにしよう」、としていましたが、今はありません。今は、基本的に意思決定支援することを、国も表に出していますので、もし知っている方とか、自分のお子さんについて意思決定支援がされていないと思ったら、ついた後見人に文句を言えます。言うべきと考えます。



## 法定後見の意思決定支援

- ・ 在宅生活を継続するか、入所するか
  - ・ 仕事を続けるか、辞めるか、違う仕事にするか 等
- 決断が必要なときは、その都度、関係者でチームを作って、意思決定支援を行う。
- (1) 本人が意思を表明できるように支援する。
    - ➡ 誰が同席するか、どのような方法でやるか、どこで行うか等、工夫する。
  - (2) 本人の意思が直接確認できないときは、推測する。
    - ➡ 生育環境、価値基準、好きなもの、嫌いなもの、過去の判断や発言等から推測。
  - (3) 本人の意思の推測もできないときや、本人の意思決定にしたがうと本人が取り返しのつかない不利益を被るときは、最善の選択をする。
  - (4) 問題毎に意思決定支援を行う。

表4

では、意思決定支援というのは何をするのかですが(表4)、「在宅にするのか?施設に入所するのか?」、「大きな買い物はしますか?しませんか?」など、大きなイベントの時に必ず本人に意思決定させることです。本人の意思を確認する場合、重度重複の障害があるお子さんの場合などは親はわかりますが、第三者にはわからないことがあります。それでも意思決定支援をします。第三者に、親が分かる又は読み取れる方法を教えてくださいということです。ですから、本人がどうすれば意思を表明できるかどうかをみんなで話し合います。みんなというのは、関わっている人の全部にです。事業者の方、親、兄弟姉妹など、みんなで話し合い、どうすれば本人が意思表示できるかを考えます。それでも本人が意思表示できない場合は、本人だったらどうしたいかをいろいろな情報を集めて推測して決めます。最後にそれも難しい場合は、第三者的に「これが一番良いだろう」という形になります。この繰り返しを問題ごとに行っていきます。例えば、「在宅か施設か」を本人が意思決定できなかつたからといって「買い物もできない」という推測はできません。毎回毎々事案ごとに意思決定支援を行います。これを現在、国も推奨していますし、弁護士のにもこれを行っているところです。

ですので、もし皆さんの周りで本人の意向を無視して動いている場合がありましたら、それは虐待です。市町村に通報する等の対応が必要です。

## 任意後見制度

- ・ 契約による後見制度(公正証書にすることが必要)
- ・ 本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ、自分で選んだ後見人に、自分の判断能力が落ちたときにしてほしいことを契約で決めておく制度
- ・ 財産管理契約、死後事務委任契約、遺言書作成等と一緒にやることが多い。
- ・ 取消権はない。

表5

次に任意後見制度です(表5)。任意後見制度は契約による制度ですので、公証人役場に行き公正証書にすることが必要です。契約できるのは、十分に判断能力があるときとなります。自分で後見人候補者を選び、後見内容も自分で決めて、その契約内容をまとめあげて公証人役場に持っていきます。そこで公証人に公正証書してもらいます。自分が衰えたときには財産管理(財産管理契約)をしてもらう、そして死後事務委任契約や遺言書作成などをセットでやることが多いです。

手続きは(表6)、候補者を選び、内容を決めて契約をし、公正証書にします。ここで一段落です。その後は、後見人候補者が本人と接触していく過程や周りの人からの情報等で、本人の様子に変化がみられるようになり、後見相当(日常生活がほぼ自分でできなくなった状況)になったとき、裁判所に後見監督人選任の申し立てします。裁判所が本人の様子を見たりして判断し、任意後見が開始します。監査人には大体、弁護士がつくことが多いです。

## 任意後見手続き

- 任意後見契約の内容を決定  
(候補者の選任, 仕事の内容等: 弁護士などと相談)
- 任意後見契約締結(公正証書にすることが必要)
- 判断能力が落ちてきたと判断したところで, 後見人候補者が裁判所に後見監督人選任の申出
- 裁判所により任意後見監督人選任 \* 専門職が就任
- 任意後見開始

表6

## 任意後見の特徴

- 自分で後見人を事前に選べる
- 後見人の仕事内容を自分で事前に決定できる
- 財産管理契約等と一緒にすることで, 後見程度になる前から死亡までのことを, 自分で決めることができる
- 後見監督人がつくので, その限りで公正性が担保される
- 任意後見契約を締結できるだけの十分な判断能力が必要
- 任意後見人を引き受けてくれる人が必要

表7

任意後見の特徴は（表7）、まず自分で後見人を選ぶことです。自分で後見人を選ばなければならぬので、後見人になってもらえる方が周りに居ない場合はここが苦勞します。次に、内容を全て自分で決めることができます。財産の使い方、在宅か施設か等から、自分の死後のことまで全部決められます。それから、裁判所が後見監督人をつけます。これにより、公正証書の中身通り後見が行われることが担保されます。法定後見制度は、年1回の裁判所に報告義務があるため、財産を勝手に流用することは出来ない仕組みになっていますが、任意後見の場合は自由にできてしまうということ、後見監督人がつき、縛りをつけます。任意後見監督人は裁判所が選びます。

任意後見人をつけられるのは、親です。障害のあるお子さんにつけられるケースは、知的や精神に問題がない場合のみ可能です。親も認知症が出始めたりしたらつけることはできません。

## 民事信託(家族信託)

- ・ 自分(委託者)の特定の財産を、特定の人(受託者)に移して、財産の管理・活用・承継等を契約内容(信託契約)にしたがって行ってもらう制度

表8

次に民事信託(家族信託)です(表8)。自分(委託者)の特定の財産を、特定の人(受託者)に移して、財産の管理・活用・承継等を契約内容(信託契約)にしたがって行ってもらう制度です。受託者は家族でも親戚でも第三者でもできます。もちろん信用できる方というのが絶対に必要です。

民事信託(家族信託)は、受託者に信託に入れる財産を全部預けます。不動産の場合は名義も変えます。預貯金も移します。受託者は信託財産として自分の財産とは別枠にして、約束通り財産を使っていく制度です。任意後見との違いは、任意後見は、自分の認知能力がほぼダメになったときから始まるのに対して、民事信託はいつでも自由に始められることです。また、これは完全に契約で、裁判所が絡まない契約ですから、いつでも止めることができますし、いつでも内容が変えられます。

## 民事信託手続き

- ・ 信託内容を定める
- ・ 信託契約を委託者と受託者の間で締結する
- ・ 信託の開始

表9

手続きは簡単です(表9)。信託契約内容を決めて、契約書を書面で取り交わすだけです。公正証書にする必要もありません。

## 民事信託の特徴

- 信託契約で自由に財産の管理・運用・承継を決められる。
- 信託できる受託者(弁護士等の専門職は不可)の存在が必要
- 身上の保護はできない(任意後見等との併用が必要)
- 遺言で信託をすることもできる
- すぐに始められ、いつでも止められる。
- 借金や年金等信託にいれられない財産がある。

表10

民事信託の特徴です(表10)。信託契約で自由に財産の管理・運用・承継を決められますが、弁護士等の専門職は受託者にはなれません。信託銀行以外ですと、家族や親族または信託できる第三者となります。それから身上保護は出来ません。任意後見はできますが、例えば、入院時の契約や施設入所の契約などはできません。お金のことだけです。遺言で信託をすることもできます。すぐに始められ、いつでも止められます。借金や年金等信託に入れられない財産もあります。

例えばですが、障害のある子どもの命は概ね短いです。かつ重度の障害の場合は結婚していない可能性も高く、第一子に障害があった場合は、兄弟姉妹もいない、命の短い子ども一人の家庭は珍しいことではありません。

障害がある子どもは結局お金をあまり使いません。使う場所がありません。福祉もそれなりに整ってきているので、医療費も交通費も戻ってくるが多く使いません。そして年金があります。

そうすると親が財産を残したとしても、使いきれないで子どもが亡くなる可能性が高いです。そしてその子どもが使いきれなかった財産は、国に行ってしまう。遺言書は、子どもに残すことまでは書けますが、その子どもの後までは書けません。

皆さんよく言います。

「一番ありがたいのは、自分が死ぬ1分前に我が子が死ぬこと。1分前に死んでくれて、1分後に自分が死んでいた。それが一番幸せ」って言いますが、そんなに上手くはいきません。自分の財産は我が子に残こそうと思ったとき、信託であれば残せますし、使い方も決められます。我が子が死んだときにそれでも財産が残っていた場合は、「お世話になった施設に寄付してほしい」、「〇〇に渡して欲しい」まで決めることができます。信託には終わりがないのでその先までも決めることができます。

信託契約は、身上保護はできませんので、後見と併せて使うことをお勧めします。

また、この信託契約ができるのは、契約能力がある人だけです。財産だけの場合信託だけで大丈夫ですが、親も段々身体が弱ってきますので、任意後見や法定後見を使わないと、自分が入院したり施設に入所するときに使うことができません。ですので、信託のみでは難しいです。

任意後見ができるのは、親です。信託契約ができるのは、親です。そして、親が自由に扱えるのは、親(自身の)の財産のみです。子ども名義の財産は動かすことは出来ません。親の財産を子ども名義にしているならば、すぐさま自分名義に戻すことを検討してください。子ども名義の財産を残してもいいことは一つもありません。子ども名義の財産は法定後見でしか使えません。障害のある子どもで知的障害や精神障害が伴う場合は基本的には遺言書を残すことも信託することもできないことが多いです。兄弟姉妹がいれば障害のある子どもの財産は兄弟姉妹にいきますが、そうでなければ国に行きます。

財産を自由に動かせるのは、親(自身)ですので、自由に動かせない子ども名義で残すことにメリットはなく、子どもの財産は年金で十分です。年金で足りないところを親が自分で任意後見や信託を組んで子ど

ものために使われるようにしておくことが大事です。特に不動産は子ども名義ですと厄介になります。

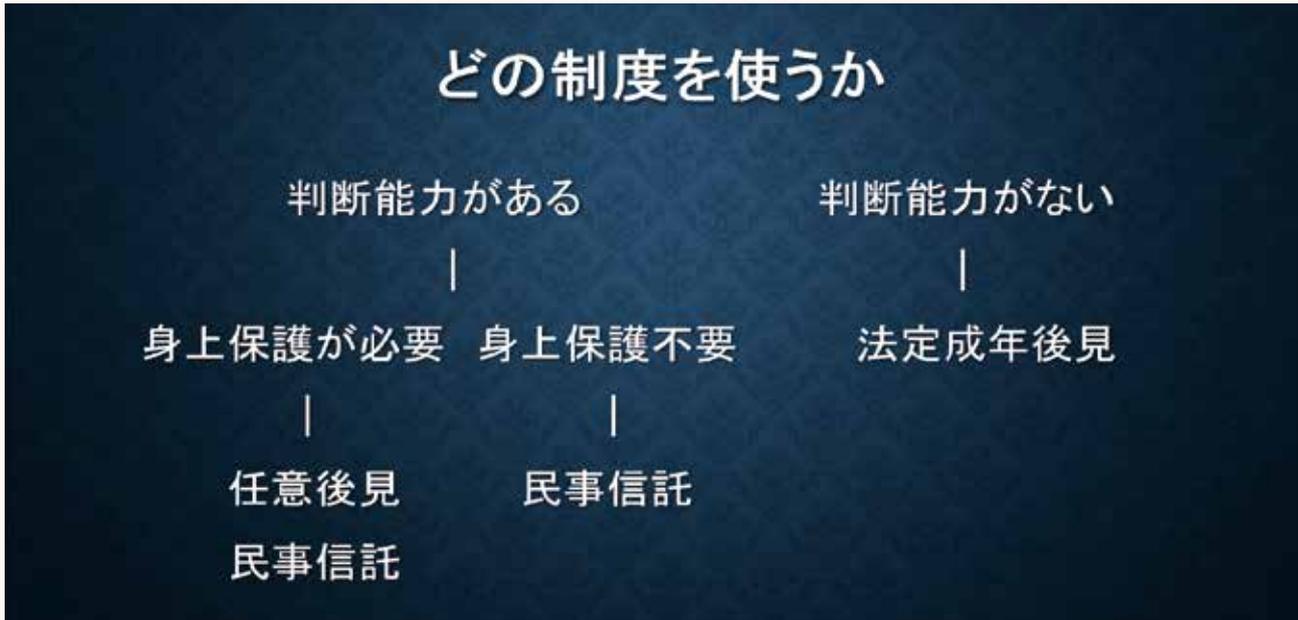


表11

どの制度を使っていくかを整理します(表11)

判断能力があるかないかで、ない場合には不十分も入ります。障害が肢体不自由のみでしたら判断能力があるということで選択肢が広がります。知的障害を併せ持っている場合は判断能力がないということになり、法定成年後見しかありません。

### 事例1

- ・ 父(80), 母(77), 本人(50, 知的障害), 妹(47, 子供あり, 関係良好)
- ・ 財産: 父名義の家と土地, 父の貯金が2000万, 母の貯金が1000万
- ・ 本人は, 障害年金で月額6万, 生活費は両親の年金等から支援
- ・ 父母は, 自分達が病気等で動けなくなった時の本人の生活が心配

(対策例)

- ・ 父母: 自分たちの年金から本人の生活費を負担する内容の任意後見契約をする。任意後見人候補者は, 妹。
- ・ 父母は, 本人が死亡するまでは父母の相続財産から一定額本人の生活費を出すことを内容とする遺言信託を作成する。

➔ 最終的には, 妹や妹の子供に財産帰属となる見込み

表12

事例を紹介します(表12)

事例1の場合の対策は、まず両親は自分たちの年金や財産から本人に生活費を渡して欲しいという任意後見契約をします。任意後見人は妹(娘)にしてもらいます。これは公正証書にします。それから、両親は自分たちが死んだあとの財産のことを遺言信託します。任意後見は亡くなってしまうと終わりです。遺言信託で、預貯金を本人に毎月渡して欲しい、そして本人がなくなったら妹(娘)がもらう等の内容まで信託で決めます。これで上手く回っていきます。

## 事例2

- ・ 父(80), 母(77), 本人(50, 知的障害), 妹(47, 子供あり, 関係良好)
- ・ 財産: 父名義の貸アパートと自宅, 父の貯金が1000万, 母の貯金が500万
- ・ 本人は, 障害年金で月額6万, 生活費は両親の年金等から支援
- ・ 父母は, 自分達が病気等で動けなくなった時の本人の生活は, 貸アパートを補修して, その賃料で賄ってほしい。補修費用は借入を予定。

### (対策例)

- ・ 父は, 貸アパートを信託にして, 妹に受託者になってもらい, 補修費用借入, 補修, 賃料の回収, 賃料の本人交付等を内容とする信託契約を締結
- ・ 父母は, 身上保護と信託に入れられない財産の管理等のために任意後見契約締結

表13

事例2です(表13)。

父親が不動産を持っている場合です。自分たちが動けなくなった後には、この不動産の家賃収入を本人のために使って欲しいという場合です。これが貸アパートであれば修繕費用も発生します。修繕費用は、貸アパートを担保にして銀行から借りて対応を予定します。実際に銀行からの借り入れが必要になったときには、信託の場合は借り入れが可能です。任意後見では借り入れできない場合が多いです。任意後見の場合は、裁判所ににもお伺いを立てなければならず、なかなか身動きが取りにくいです。収益物件があり、融資を受けて修繕等を行いながら運用していかなければならない場合は、信託契約をした方が良いです。ただ、身上保護はできないので任意後見も併せてしておいた方が良いでしょう。

それから、この貸アパートを本人(息子)名義してしまっていたら、すべてができません。自分(親)名義のままにして、自分で動かせるようにしてください。

## 事例3

- ・ 父(80), 母(77), 本人(50, 知的障害, 施設入所中)
- ・ 財産: 父名義の家と土地, 父の貯金が2000万, 母の貯金が1000万
- ・ 本人は, 障害年金で月額6万, 生活費は両親の年金等から支援
- ・ 父母は, 自分達が病気等で動けなくなった時や死んだ後の本人の生活が心配
- ・ 本人死亡後に残った財産は, 本人が入所中の施設に渡したい

### (対策例)

- ・ 父母は, 自分たちの年金等から本人の生活費を本人死亡するまで出すこと, 本人死亡後に残った財産は本人入所中の施設に渡すこと, を内容とする信託契約を締結。受託者には信頼できる人や金融機関を探す。
- ・ 父母は, 身上保護が必要となったとき等のために任意後見契約も締結。  
➡ 本人の財産は, 国庫帰属となる可能性が高い。

表14

事例3です(表14)。

一人っ子の場合です。命の順番で亡くなっていけば、財産は全部国に行きます。この場合はすぐに信託契約をして、自分が死んだあとのことを信託の中で決めておくことを勧めます。もちろん、不動産の名義を本人(子)にすると何もできなくなりますので、自分名義のままにしてください。

## 事例4

- ・ 父(80, 認知症で入所中), 母(77), 本人(50, 知的障害, 施設入所中)
- ・ 財産: 父名義の家と土地, 父の貯金が2000万, 母の貯金が1000万
- ・ 本人は, 障害年金で月額6万, 生活費は両親の年金等から支援
- ・ 母は, 自分が病気等で動けなくなった時や死んだ後の本人の生活が心配
- ・ 本人死亡後に残った財産は, 本人が入所中の施設に渡したい

(対策例)

- ・ 母は, 自分の財産から本人の生活費を本人が死亡するまで出すこと, 本人死亡後に残った財産は本人入所施設に渡すことを内容とする信託契約を締結。
  - ・ 母は, 身上保護等が必要となったときのために, 任意後見契約締結。
- ➡ 父と本人については, 法定後見, 法定相続に任せるしかない。最終的に国庫帰属。

表15

事例4です(表15)

父親がすでに認知症が始まってしまった場合です。認知症が始まってしまうと信託も任意後見もつけられません。法定後見しかなくなります。この段階で父親名義のものは、法定相続でしか動きません。父親が亡くなると母親と本人(子)で相続します。母親に認知症が始まるともう終わりです。この事例は、本人は知的障害という前提ですので、本人が先に亡くなれば財産は母親に戻りますが、母親が先に亡くなったら、全部国に行ってしまう。

後見支援信託は専門職が後見に付いた場合は必要ないと思いますが、親族後見の場合で財産の額が大きい場合は、裁判所から使うことを勧められます。自分たちが後見に付く場合も、支援信託を入れてくださいと裁判所からも言われることもあります。

子ども名義の通帳は、300万~500万円もあれば十分です。



## 参加者からの感想

- ・成年後見制度の意義をよく理解していなかったことがよくわかりました。
- ・成年後見制度について、関心はあるもののまだ利用したと思っていませんでしたが、講師の話聞いて他人事ではないと思いました。
- ・具体的なことを聞けてためになりました。
- ・親の死後のことを考える機会になりました。
- ・親亡き後の子どもの生活について改めて考えなおさせられました。
- ・成年後見制度の仕組みを聞いたことがなかったので、我が子に何が必要なのか知ることができました。
- ・まだ先のことと考えていましたが、今できることもあると改めてわかりましたので、少しずつ取り組みたいと思います。
- ・自分に任意後見をつけるとは考えてもいませんでした。
- ・本人とその家族（特に親）を守りながらの制度であることで、難しいが知らなければならないことを強く感じました。
- ・信託のことや後見のことなど情報が盛りだくさんありました。
- ・とても身近に感じました。
- ・今までの認識とは違う情報をご教示いただくことができました。
- ・大変分かりやすく身につまされる内容でした。
- ・親に何かあった場合を考えて、自分に任意後見をつけておくというのは初めて知りました。
- ・後見人制度の具体的な内容が学べました。
- ・今まで聞いていた内容とは角度を変えたお話で大変良かったです。
- ・成年後見制度の内容がわかりやすく良かったです。
- ・必要ないと思っていましたが、考えが変わりました。
- ・今まで勉強したことが無い内容を教えていただき良かったです。
- ・後見制度について知るきっかけとなりました。
- ・知りたいことの足掛かりになりました。
- ・講師が弁護士の立場と父母の立場の双方から説明してくださり、とても分かりやすかったです。
- ・手続きの重要性を知りました。
- ・成年後見制度があるということは知っていましたが、様々な制度があるということを知りました。
- ・障害のある子をメインに考えがちでしたが、実は保護者自身がこの先、老いに基づく後見人が必要だということを知りました。
- ・成年後見制度の詳しい内容を知ることができました。
- ・後見人を決めるというのは大変だと考えさせられました。
- ・後見人制度の問題点を理解しました。
- ・後見制度は知っていたけど、まだまだ知らないことが多くありました。
- ・いずれ必要になる制度と思っていました。今回のお話を聞いて、この制度を理解しないと自分の意思を十分に伝えることができないことを知りました。
- ・後見人制度は、自分のためのものだという新しい視点がよく理解できました。
- ・今までの知識の浅さを感じ、自分たちの年齢からも家族と十分に話し合う必要性を感じさせていただきました。





一般社団法人  
全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル5F

☎ : 03-3971-3666 ☎ : 03-3971-6079

🏠 : <https://www.zenshiren.or.jp>

✉ : [zenshiren@zenshiren.or.jp](mailto:zenshiren@zenshiren.or.jp)

